

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	1	心身障害者福祉事業
分科会	7	障害福祉分科会	調整項目	11	手話奉仕員派遣事業

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	社会福祉係	担当者名	

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
名称	手話奉仕員派遣事業	なし	中条町の例による。	
目的	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、その福祉の増進を図ることを目的とする。			
事業概要	手話奉仕員等の派遣を希望する者は、中条町手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣申請書を提出し、派遣の可否について決定(却下)通知書により、通知をうける。 町長は、手話奉仕員等の派遣を必要と認めるときは、手話奉仕員等登録者のうちから、派遣可能な者を決定し、中条町手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣活動依頼書により、派遣業務を依頼するものとする。			
対象者	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者			
派遣対象業務	(1) 公的機関への用務に関する事。 (2) 病院、保健所等における医療又は診断に関する事。 (3) 学校、保育所等における教育又は保育に関する事。 (4) 町又は福祉関係団体が実施する事業で、町長が派遣することが適当と認めるもの (5) その他町長が必要と認めるもの			
利用者負担額	なし。ただし、派遣依頼場所から奉仕員活動中に要する交通費は、派遣を受ける者の負担とする。			
派遣費用	派遣業務1回につき支払う報償費 派遣時間4時間未満3,900円 派遣時間4時間以上5,000円			
14年度決算額	82,900円			
15年度予算額	200,000円			
関係法令等	中条町手話奉仕員及び要約筆記奉仕員派遣事業要綱			

財政への影響額				単位：千円
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)	
中条町	200	200	0	
黒川村	0	20	20	
計	200	220	20	
備考 平成15年度当初予算ベース				